

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年3月8日まで縦覧に供する。

平成22年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人かりんの湯

上里 俊和

仲多度郡まんのう町長尾501番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して温浴施設（かりんの湯）の管理運営を行うことにより、住民の健康増進を図り、また、かりんの湯を住民同士の交流の場として提供することにより、地域活性化に寄与することを目的とする。